

議会運営委員会資料
令和2年11月20日

委員会提出議案第〇号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について（案）

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和2年〇〇月〇〇日提出

かすみがうら市議会
議長 加固 豊治 様

提出者 議会運営委員会
委員長 川村 成二

提 案 理 由

常任委員会の所管について見直しを行うため、この条例を制定するものである。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものである。

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会委員会条例（平成17年条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「都市産業部、建設部」を「産業経済部、都市建設部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長においては、所属する常任委員を辞任することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人 市長公室、総務部、消防本部、会計課及び監査委員事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会に所管しない事項</p> <p>(2) 文教委員会 5人 市民部、保健福祉部及び教育委員会事務局の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人 <u>都市産業部、建設部</u>及び農業委員会事務局に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長においては、所属する常任委員を辞任することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人 市長公室、総務部、消防本部、会計課及び監査委員事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会に所管しない事項</p> <p>(2) 文教委員会 5人 市民部、保健福祉部及び教育委員会事務局の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人 <u>産業経済部、都市建設部</u>及び農業委員会事務局に関する事項</p>